

厚生労働省和歌山労働局発表  
 令和4年7月1日（金）

報道関係者各位

担  
 当

厚生労働省和歌山労働局

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 神山 高幸

室長補佐 平井 裕弥

電話：073-488-1170

FAX：073-475-0114

昨年度のユースエール認定に続き、  
 今回、くるみに認定！

## 社会福祉法人 美熊野福社会 を「くるみん」認定！ 7月11日（月）、認定通知書交付式を行います

和歌山労働局（局長 小島 敬二）は、社会福祉法人 美熊野福社会（和歌山県新宮市：理事長 溝口 順）を、従業員が育児休業制度等を利用しやすく、子育てしやすい職場環境整備に取り組んでいる「子育てサポート企業（くるみん認定企業）」に認定します。

（同法人は昨年度、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理状況等が優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」としても、厚生労働大臣から認定されております。）

つきましては、下記により、認定通知書交付式を開催いたします。

日時： **令和4年7月11日（月）13:00～**

場所： 社会福祉法人美熊野福社会

（新宮市佐野1026番地1）



次世代認定マーク  
 （愛称：くるみん）

### ※取材・撮影をお受けします。（事前登録のお願い）

取材にお越しいただける場合は、お手数ですが、交付式前日の **8日（金）10:00までに**、右上記載の担当（神山または平井）あて、ご連絡をお願いします。

### 次世代育成支援対策推進法に基づく「認定制度」について

次世代育成支援対策推進法に基づき、策定した行動計画に定めた目標を達成するなど、子育て支援に関する取組が一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（※）の認定（くるみん認定）を受けることができます（（※）…認定は労働局長に委任）。

認定を受けると、認定マーク（愛称：くるみん）を商品、広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。企業イメージの向上などが期待できるほか、ハローワークの求人票などにも認定マークを掲載できるので、優秀な人材の採用・定着にもつながります。

### ＜添付資料＞

- 1、認定基準の達成状況について
- 2、くるみん認定基準
- 3、和歌山県内のくるみん認定企業一覧（令和4年7月11日現在）

# 社会福祉法人美熊野福祉会

【認定日】 令和4年7月11日

【事業所概要】

- ・所在地：新宮市
- ・業種：社会福祉事業
- ・労働者数：190人（うち女性83人）
- ・<https://mikumano-fukushikai.or.jp/>



次世代認定マーク  
(愛称:くるみん)

## 行動計画について

1 計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

2 目標・取組内容

- 【目標】
- ①男性職員の育児休業取得者を1名以上、女性職員の育児休業取得率を80%以上とする。
  - ②ワークライフバランス実現のため、月に1回ノー残業デーを設定し、年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

- 【達成状況】
- ①男性の育児休業取得者2名、女性の育児休業取得率100%。
  - ②令和2年4月から週に1回ノー残業デーを実施し、令和3年度の有給取得率82%

## 主な取組について

| 認定基準（抜粋） |  | 達成状況  |
|----------|--|---|
| 認定基準 5   | 男性労働者の育児休業取得率が10%以上であること   | ◎達成◎<br>取得率50%！（2人/4人）                                  |
| 認定基準 6   | 女性労働者の育児休業取得率が75%以上であること   | ◎達成◎<br>取得率400%！（4人/1人）<br>※計画期間開始前から育児休業を開始している労働者を含む。 |
| 認定基準 7   | 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が利用可能な育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度を講じていること。   | ◎達成◎<br>小学校就学の始期に達するまでの育児短時間勤務制度を導入。                    |
| 認定基準 9   | 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。<br>①所定外労働の削減のための措置<br>②年次有給休暇の取得促進のための措置<br>③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 | ◎達成◎<br>①週に1回のノー残業デーを実施している。                            |



認定基準1～10をすべて満たし、くるみん認定を取得



## くるみん認定基準



- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
  - ①計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ②計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児休業を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること。  
 〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉  
 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用したものがいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。
  - ③計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ④計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ⑤計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせ計算したときに、男性の育児休業取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ⑥計画期間において、小学校就学前の子を療育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- 6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。  
 〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉  
 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- 7 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと。
  - ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

- 9 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。
- ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。

プラチナくるみんの認定を受けると、くるみん認定と同様に、特例認定マーク(愛称:プラチナくるみん)を商品、広告などにつけることができ、さらなる子育てサポート企業であることをPRでき、優秀な人材の採用・定着にもつながります。



## 和歌山県内認定企業名一覧(令和4年7月11日現在)

## プラチナくるみん認定企業

|   | 企業名      | 本社所在地 | 認定年  |
|---|----------|-------|------|
| 1 | 太洋工業株式会社 | 和歌山市  | 2018 |
| 2 | 株式会社紀陽銀行 | 和歌山市  | 2018 |
| 3 | きのくに信用金庫 | 和歌山市  | 2019 |

## くるみん認定企業

|    | 企業名               | 本社所在地 | 認定年       |
|----|-------------------|-------|-----------|
| 1  | 社会福祉法人皆楽園         | 岩出市   | 2010      |
| 2  | 太洋工業株式会社          | 和歌山市  | 2012、2014 |
| 3  | 株式会社 松源           | 和歌山市  | 2013      |
| 4  | 社会福祉法人 和歌山つくし会    | 岩出市   | 2013      |
| 5  | 社会福祉法人有田川町社会福祉協議会 | 有田川町  | 2013、2016 |
| 6  | 社会福祉法人愛光園         | かつらぎ町 | 2013      |
| 7  | 株式会社紀陽銀行          | 和歌山市  | 2013、2016 |
| 8  | 医療法人誠佑記念病院        | 和歌山市  | 2014      |
| 9  | 医療法人裕紫会 中谷病院      | 和歌山市  | 2014      |
| 10 | 社会福祉法人黒潮園         | 新宮市   | 2014      |
| 11 | 紀陽情報システム株式会社      | 和歌山市  | 2014      |
| 12 | 株式会社タカショー         | 海南市   | 2014      |
| 13 | きのくに信用金庫          | 和歌山市  | 2016      |
| 14 | 社会福祉法人 紀伊松風苑      | 和歌山市  | 2018      |
| 15 | 株式会社オークワ          | 和歌山市  | 2019      |
| 16 | 株式会社駒場工務店         | 日高川町  | 2019      |
| 17 | 株式会社インテリックス       | 和歌山市  | 2020      |
| 18 | セイコーメディカル株式会社     | 和歌山市  | 2020      |
| 19 | 医療法人 藤民病院         | 和歌山市  | 2021      |
| 20 | 社会福祉法人寿敬会         | 和歌山市  | 2022      |
| 21 | 社会福祉法人美熊野福祉会      | 新宮市   | 2022      |